

お知らせ information

4月10日は市長・市議会議員選挙です

告示日 4月3日(日)

投票日 4月10日(日)

有権者 投票日に20歳以上で、平成28年1月2日以前から市内に住民登録がある人

▶期日前投票

期間 4月4日(月)～9日(土)

時間 8時30分～20時

場所 市役所、支所1階ロビー

▶不在者投票

①投票日に病院や老人ホームなどに入院(所)している人は、投票日前に病院などで投票できます。

②出張などで遠方の市区町村に長期間滞在する人は、滞在先の市区町村で投票できます。

照会 御前崎市選挙管理委員会

☎0537⑤1132

子ども医療費受給者証が新しくなります

4月1日からの新しい受給者証(水色)を、3月中旬に郵送します。受給者証が届いたら、保険証と一緒に医療機関などへ提示してください。提示しなかった場合は助成を受けることができなくなるため、ご注意ください。

照会 こども未来課

☎0537⑤1120

農地の転用には許可が必要です

農地を農地以外の用地として利用する場合には、農地法の許可が必要です。農地に家や倉庫を建てたり、駐車場や資材置場、建設残土の捨て場にしたりする場合な

ど、転用を計画している場合は、事前にご相談ください。

※許可を受けないで農地を転用した場合は農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復命令などが発せられることがあります。これに従わない場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人にあっては1億円以下の罰金)という処罰の適用もありますのでご注意ください。

照会 農林水産課(農業委員会)

☎0537⑤1125

「個人番号カード」の受領は完全予約制です

「個人番号カード」を申請した人には、カードが市役所に届き次第、申請した本人宛てに「個人番号カード交付通知書(はがき)」を送付します。個人番号カードの受領は完全予約制のため、交付通知書が届いたら電話でご予約ください。

照会 市民課

☎0537⑤1117

4/1～住民票などがコンビニで取得できます

電子証明書の利用登録をした個人番号カードを使うことで、各種証明書が4月1日から、コンビニで取得できるようになります。

※詳細はお問い合わせください。

照会 市民課

☎0537⑤1117

障害者差別解消法が施行されます

4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されます。この法律は、行政機関や民

間事業者に対し、「障がいを理由とする不当な差別」をなくすために制定され、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上での「社会的障壁」を取り除く「合理的配慮の提供」を求めています。

障がいを理由とする差別で困ったときは、ご相談ください。

照会 福祉課

☎0537⑤1121

平成28年度ごみカレンダーを配布しています

平成28年度のごみカレンダーを市役所や御前崎支所、各公民館で配布しています。

市ホームページでも見ることができます。ごみを出す前に収集日や場所、時間を確認しましょう。

照会 環境下水道課

☎0537⑤1162

市民プールぶるるに桜を見に行こう!

「桜を楽しもう～誰でも楽しめる体験型イベント～」をテーマに、桜まつりを開催します。

日時 3月27日(日)10時～15時

場所 御前崎市民プールぶるる

照会 御前崎市民プールぶるる

☎0537⑤0195

静岡県の最低賃金は
時間額783円です

募集

invite information

手話奉仕員養成講座を受講してみませんか

日時 平成28年4月12日

～平成29年1月31日